

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○県営土地改良事業計画を変更した件	三	○都市計画を変更する件	四
○保安林の指定を解除する予定である件	三	○市街地再開発事業の施行者の変動の届出があった件	四
○道路の区域を変更する件二件	三	正 誤	四
		○平成二十二年十二月二十八日付け号外第五十九号中	五
		○道路の供用を開始する件二件	四
		公 告	四

## 告 示

### 福島県告示第十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、仁井田地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

(農村計画課)

### 福島県告示第十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十三年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 二 双葉郡広野町大字下北迫字宮田一六の三(次の図に示す部分に限る。)
- 三 保安林として指定された目的
- 四 潮害の防備
- 五 解除の理由
- 六 道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。

(治山対策課)

### 福島県告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 吾妻裏磐 梯線	福島市野田町五丁目一 五二番二地先から 同 市野田町五丁目一 五三番一地先まで	変更前	一五・〇	三四・三
		変更後	一五・〇	三四・三
			三〇・九	

(道路計画課)

### 福島県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十三年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市大信上新城字桜 立二二六番一地从先から 同 市大信上新城字桜 立二番二地先まで	変更前	一一・〇〇	三五〇・〇
		変更後	一三・〇〇	三四〇・〇
			七六・〇	

(道路計画課)

福島県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道浪江国見線	伊達市梁川町大関字石丸三二番一地从先から 同 市梁川町大関字広畑五五番三地从先まで	平成二十三年一月 二二日

(道路計画課)

福島県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十三年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道福島吾妻裏磐 梯線	福島市野田町五丁目一五二番二地从先から 同 市野田町五丁目一五三番一地从先まで	平成二十三年一月 一八日

(道路計画課)

公 告

公告第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、いわき都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字北荒蒔、久之浜町久之浜字沢目、久之浜町久之浜字立、四倉町字五丁目、四倉町字八日十日、四倉町字西四丁目、四倉町字和具、四倉町字町田、四倉町字田戸及び四倉町字田戸前の各一部の区域

二 都市計画から除外される土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字北荒蒔、久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字館ノ山、四倉町字西四丁目及び四倉町字町田の各一部の区域

三 新たに都市計画に車線数を定める道路名

三・七・一二八号 久之浜港線  
三・六・一六三号 新町田戸前線

四 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、いわき市都市建設部都市計画課、いわき市四倉支所経済土木課及びいわき市久之浜・大久支所

五 縦覧期間

平成二十三年一月十八日から同年二月一日まで

六 意見書の提出

いわき市都市計画道路を変更する案について、いわき市内に居住する住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を四に掲げる機関を経由して、五に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十七第七項の規定により、市街地再開発事業の施行者から、次のとおり市街地再開発事業の施行者の変動の届出があった。

平成二十三年一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 新たに施行者となった者

		三	
		下	
	後ろか ら五		後ろか ら一四
		10	10
		配車の決定	配車の決定

○平成二十二年十二月二十八日付け号外第五十九号中

ページ	
段	
行	
	誤
	正

正 誤

- 二 施行者でなくなった者の氏名  
なし
- 三 保刈 八重子
- 四 第一種市街地再開発事業の名称  
郡山駅前一丁目第二地区第一種市街地再開発事業
- 五 郡山市駅前一丁目九番十五号  
施行認可の年月日  
平成二十年十二月二日

(建築指導課)